

官報 号外

平成十八年五月二十四日

○第百六十四回 参議院会議録第二十七号

平成十八年五月二十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十八年五月二十四日

午前十時開議

第一 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長舩添要一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔舩添要一君登壇、拍手〕

○舩添要一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、本改正案の基本的な考え方、施設行政に係る組織の改編と防衛施設庁解体との関係、装備本部を新設する理由、中央即応集団の新編と数年後に司令部を移転する理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員、社会民主党・護憲連合の大田委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

平成十八年五月二十四日 参議院会議録第二十七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

一

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十四

反対

十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔羽田雄一郎君登壇、拍手〕

○羽田雄一郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の拡充、開発許可を要する開発行為の範囲の見直し、市街化調整区域を除く都市計画区域又は準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の制限の見直し、公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することが出来る用途の範囲の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、経済産業委員会との連合審査会の開会、参考人からの意見聴取とともに、中心市街地の空洞化が進行する下での法案提出時期の妥当性、大規模集客施設の立地規制の在り方と広域調整の実効性、中心市街地活性化の実現可能性と居住回帰促進策、国土形成計画の在り方と農地を含む土地利用計画体系の一元化、中心市街地活性化に必要な交通利便性の向上と駐車施設の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表して小林委員より修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
近藤 正道君 遠山 清彦君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 西田 実仁君
坂本由紀子君 大田 昌秀君
澤 雄二君 浮島とも子君
浜田 昌良君 小泉 昭男君
洲上 貞雄君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 高野 博師君
福本 潤一君 木村 仁君
佐藤 昭郎君 福島みずほ君
田 英夫君 加藤 修一君
山本 保君 松 あきら君
弘友 和夫君 加納 時男君
岩城 光英君 山口那津男君
山下 栄一君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 太田 豊秋君
浅野 勝人君 山崎 力君
金田 勝年君 浜四津敏子君
風間 昶君 白浜 一良君
草川 昭三君 木庭健太郎君
狩野 安君 魚住 汎英君
山崎 正昭君 香掛 哲男君
山谷えり子君 愛知 治郎君
山上浩太郎君 岡田 広君
野上浩太郎君 末松 信介君
有村 治子君 中村 博彦君
中川 雅治君 西島 英利君
二之湯 智君 小池 正勝君
野村 哲郎君 岸 信夫君
北川イツセイ君 荻原 健司君
河合 常則君 中川 義雄君
椎名 一保君 世耕 弘成君
山内 俊夫君 関口 昌一君
山下 英利君 小泉 顕雄君
藤野 公孝君

段本 幸男君 常田 享詳君
田村 公平君 田浦 直君
大野つや子君 伊達 忠一君
国井 正幸君 阿部 正俊君
林 芳正君 鈴木 政二君
三浦 一水君 松村 龍二君
岸 宏一君 中原 爽君
泉 信也君 景山俊太郎君
溝手 顕正君 吉村剛太郎君
尾辻 秀久君 清水嘉与子君
小野 清子君 田中 直紀君
若林 正俊君 片山虎之助君
小斉平敏文君 小林 温君
吉田 博美君 長谷川憲正君
亀井 郁夫君 松村 祥史君
水落 敏栄君 山本 順三君
田村 秀昭君 荒井 広幸君
田村 耕太郎君 岡田 直樹君
秋元 司君 柏村 武昭君
舩添 要一君 加治屋義人君
藤井 基之君 西銘順志郎君
川口 順子君 中島 啓雄君
荒井 正吾君 後藤 博子君
脇 雅史君 鶴保 庸介君
福島啓史郎君 森元 恒雄君
岩永 浩美君 山本 一太君
橋本 聖子君 矢野 哲朗君
保坂 三蔵君 武見 敬三君
市川 一朗君 南野知恵子君
岩井 國臣君 北岡 秀二君
谷川 秀善君 青木 幹雄君
西田 吉宏君 陣内 孝雄君
中曽根弘文君 真鍋 賢二君
山東 昭子君 竹山 裕君
櫻井 新君 関谷 勝嗣君
倉田 寛之君 鈴木 陽悦君
尾立 源幸君 藤末 健三君
富岡由紀夫君 松下 新平君

糸数 慶子君 木俣 佳丈君
藤本 祐司君 足立 信也君
那谷屋正義君 白 眞敷君
小林 正夫君 柳澤 光美君
加藤 敏幸君 主濱 了君
芝 博一君 山根 隆治君
池口 修次君 若林 秀樹君
平野 達男君 森 ゆうこ君
辻 泰弘君 大塚 耕平君
松井 孝治君 広野ただし君
高嶋 良充君 佐藤 雄平君
小川 敏夫君 櫻井 充君
福山 哲郎君 内藤 正光君
藤原 正司君 直嶋 正行君
山本 孝史君 小林 元君
佐藤 道夫君 和田ひろ子君
今泉 昭君 伊藤 基隆君
郡司 彰君 渡辺 秀央君
西岡 武夫君 広中和歌子君
千葉 景子君 山下八洲夫君
大石 正光君 平田 健二君
蓮 舩君 林 久美子君
広田 一君 仁比 聡平君
島田智哉子君 大久保 勉君
前川 清成君 小林美恵子君
松岡 徹君 津田弥太郎君
犬塚 直史君 水岡 俊一君
紙 智子君 鈴木 寛君
岩本 司君 ギルマール君
黒岩 宇洋君 下田 敦子君
大門実紀史君 井上 哲士君
浅尾慶一郎君 羽田雄一郎君
高橋 千秋君 谷 博之君
神本美恵子君 小池 晃君
大江 康弘君 榛葉賀津也君
朝日 俊弘君 小川 勝也君
家西 悟君 工藤堅太郎君
吉川 春子君 市田 忠義君

議長の報告事項
一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 櫻掛 哲男君 補欠 小斉平敏文君
外交防衛委員
辞任 緒方 靖夫君 補欠 紙 智子君
文教科学委員
辞任 後藤 博子君 補欠 野村 哲郎君
農林水産委員
辞任 中川 義雄君 補欠 三浦 一水君
岸 正昭君 補欠 信夫君
岸 信夫君 補欠 山崎 正昭君
小斉平敏文君 補欠 香掛 哲男君
野村 哲郎君 補欠 後藤 博子君
中川 義雄君 補欠 緒方 靖夫君
紙 智子君 補欠 緒方 靖夫君
経済産業委員
辞任 藤末 健三君 補欠 奥石 東君
国土交通委員
辞任 奥石 東君 補欠 藤末 健三君

国務大臣
国土交通大臣 奥石 東君 江田 五月君
国務大臣 前田 武志君 北澤 俊美君
国務大臣 円より子君 岡崎トミ子君
国務大臣 佐藤 泰介君 築瀬 進君
国務大臣 柳田 稔君 峰崎 直樹君
国務大臣 国土交通大臣 北側 一雄君
国務大臣 額賀福志郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

尾立 源幸君 藤本 祐司君
神本美恵子君 水岡 俊一君
主濱 了君 岩本 司君
藤原 正司君 鈴木 寛君
若林 秀樹君 小林 正夫君
大門実紀史君 吉川 春子君
近藤 正道君 洲上 貞雄君

同日議員から次の議案が提出された。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名発議)(参第一三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第二五五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第八一号)
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八二号)
財政金融委員会に付託
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号)
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

厚生労働委員会に付託

住生活基本法案(閣法第三〇号)

国土交通委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案(佐藤泰介君外八名発議)

同日議員から次の議案が撤回された。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外四名発議)(参第一号)

同日、去る二月七日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者が撤回した旨同院に通知した。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外四名発議)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国際的な違法伐採対策に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第五七号)

在日米軍第三海兵機動展開部隊の要員とその家族の沖縄からグアムへの移転に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第五七号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

那谷屋正義君

東君

法務委員

辞任

補欠

小齊平敏文君

哲男君

外交防衛委員

辞任

補欠

紙 智子君

緒方 靖夫君

文教科学委員

辞任

補欠

岸 信夫君

山崎 正昭君

野村 哲郎君

三浦 一水君

後藤 博子君

加治屋義人君

農林水産委員

辞任

補欠

小齊平敏文君

野村 哲郎君

岸 信夫君

北澤 俊美君

紙 智子君

経済産業委員

辞任

補欠

那谷屋正義君

国土交通委員

辞任

補欠

北澤 俊美君

郡司 彰君

行政監視委員

辞任

補欠

加治屋義人君

三浦 一水君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

岩本 司君

主濱 了君

小林 正夫君

山根 隆治君

藤本 祐司君

広田 一君

水岡 俊一君

那谷屋正義君

吉川 春子君

大門実紀史君

近藤 正道君

荒井 広幸君

亀井 郁夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教科学委員会

理事 鈴木 寛君(鈴木寛君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名提出)(衆第二六号)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名提出)(衆第二七号)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出)(衆第二八号)

がん対策基本法案(鴨下一郎君外三名提出)(衆第二九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名発議)

同日議長は、次の報告書が提出された。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)審査報告書

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十八年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日議長は、十六日のシリ・カタリン・ハンガリー共和国国民議会議長再任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

平成十八年五月二十四日 参議院会議録第二十七号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

審査報告書

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月二十三日

外交防衛委員長 舩添 要一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たな安全保障環境に実効的に
対応し得る体制を整備するため、施設行政及び
装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所
掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中
央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予
備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴
い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の規定を
整備しようとするものであつて、おおむね妥当
な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行のため、平成十八年度一般会計予
算(内閣府所管)に、陸上自衛隊中央即応集団の
新編に伴う装備品等の経費として約百十一億円
が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講ずるべきである。

一、防衛庁における契約業務については、透明性
を確保するとともに、監査機能を強化徹底し、
業務の適正化に努めること。

二、陸上自衛隊中央即応集団の運用については、
その機動性、迅速性が十分確保されるよう努め
ること。

三、国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活
動の重要性にかんがみ、我が国が同活動に主体
的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援

を図ること。

四、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強
化に当たつては、防衛政策と施設行政が密接に
連携した体制の確立を図ること。

五、在日米軍の再編を実施するに当たつては、過
重な負担を実質的に軽減していくため、地元の
住民・自治体の意思を十分に尊重しつつ、丁寧
な説明と徹底的な話し合いを尽くすとともに、徹
しい財政事情にかんがみ、経費の節減に努める
こと。

六、地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要
性にかんがみ、地方公共団体等との協力関係を
深めるための活動に努めること。

七、情報流出事案については、防衛庁が我が国の
平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的
とした組織であることにかんがみ、情報保全体
制の再点検を行い、再発防止に努めること。

八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設
庁入札談合、情報流出などの不祥事が続発して
いることにかんがみ、隊員の一層の綱紀粛正に
努めること。

右決議する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六
十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十五万六千二百二十二人」を「十五万
五千六百九十六人」に、「四万五千八百六十八人」を

「四万五千八百六十八人」に、「四万七千三百三十
二人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十
六人」を「四百八十六人」に、「千八百四十六人」
を「千八百八十六人」に、「二十五万五千五百八十
二人」を「二十五万五千二百二十二人」に改める。

第十条第六号を次のように改める。

六 第五条第九号に掲げる事務のうち、防
衛及び警備の見地から特に重要な事項につ
いての企画及び立案並びに調整に関するこ
と。

第三十一条の見出しを「(装備本部)」に改め、
同条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 装備本部は、次の事務をつかさどる。

一 自衛隊の装備品等及び役務についての取
得(前条第二項に規定する調達をいう。)に
関する事務の効果的かつ効率的な実施を図
るための統一した指針の作成に関するこ
と。

二 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定め
るものの調達に関すること。

第三十一条第三項及び第四項中「契約本部」を
「装備本部」に改める。

第三十二条第一項中「契約本部」を「装備本部」
に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第
四項を同条第二項とする。

第四十二条中「掲げる事務」の下に「(第十条第
六号に掲げるものを除く。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「契約本部」
を「装備本部」に改める。

第十条第一項中「方面隊」の下に、「中央即応
集団」を加え、同条に次の一項を加える。

5 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び
団その他の直轄部隊から成る。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(中央即応集団司令部)
第十二条の三 中央即応集団の長は、中央即応
集団司令官とする。

2 中央即応集団司令官は、長官の指揮監督を
受け、中央即応集団の隊務を統括する。

第十四条を削り、第三章第一節中第十三条を
第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。
(部隊の長)

第十三条 方面隊、師団、旅団及び中央即応集
団以外の部隊の長は、長官の定めるところに
より、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊
務を統括する。

第二十四条第一項第四号を次のように改め
る。

四 地方協力本部

第二十九条の見出しを「(地方協力本部)」に改
め、同条第一項中「地方連絡部」を「地方協力本
部」に改め、「(においては)」の下に、「地方におけ
る渉外及び広報」を加え、同条第二項中「地方連
絡部」を「地方協力本部」に改め、同条第三項中
「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千三百七十八人」
を「八千三百六十八人」に改める。

第百条の二第二項中「内部部局若しくは」を削
り、「契約本部」を「装備本部」に改め、「(内部部
局にあつては、防衛庁設置法第十条第六号に掲
げる事務に係る教育訓練を実施することの委託
を受けた場合に限る。)」を削る。

第百十五条の七「速やかにその超えること
となる日前に」を「速やかに」に改める。

第百十九条第一項第四号中「第二号」を「第三
号」に改める。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改め
る。

別表第三中「茨城県東茨城郡小川町」を「小美
玉市」に、「椎田町」を「築上町」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「防衛庁の下に事務次官、防衛参事官、書記官、部員」を加え、「防衛参事官等」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改め、「別表第六」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「防衛参事官等又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定」を「第一項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条の二第一項中「防衛参事官等及び」及び「及び別表第二」を削り、「別表第五及び別表第六」を「及び別表第五」に改め、同条第二項及び第三項中「防衛参事官等及び」を削る。

第五条第一項第一号中「防衛参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、及び」防衛参事官等若しくは「を削り、同項第三号中「防衛参事官等又は」は「別表第一の指定職の欄又は及び」の一級から六級までの欄若しくは別表第二」を削り、「別表第五若しくは別表第六」を「若しくは別表第五」に改め、同項第四号及び同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第四項中「別表第三」を「別表第二」に、「別表第三備考四」を「別表第二備考四」に改める。

第六条中「別表第一の指定職の欄」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第六条の二第二項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

第七条第二項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第三」を「別表第二」

に改め、同項を同条第二項とする。

第九条中「並びに前条第一項及び第二項」を「及び前条第一項」に改める。

第十四条第一項中「防衛参事官等には初任給調整手当、地域手当、住居手当、通勤手当、單身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を」を削る。

第二十七条第二項中「防衛参事官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、單身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし」を削る。

第二十七条の三第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十八条の二第五項中「防衛参事官等若しくは」を削る。

第二十八条の三「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中防衛庁設置法第八条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日
- 二 第二条中自衛隊法第百十五条の七、第百十九条第一項第四号及び別表第三の改正規定 公布の日

(職務の級の切替え)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第三条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)別表第一の適用を受けていた職員(次項及び附則第四条に規定する職員を除く。)で施行日において一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

2 施行日の前日において旧法別表第一の適用を受けていた職員で旧級が一級であったものの新級は、内閣府令で定めるところにより、一般職給与法別表第一の三級、四級又は五級とする。

(号俸の切替え)

第三条 前条第一項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

2 前条第二項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日から引き続き一般職給与法別表第一の適用を受ける職員との均衡を考慮して、内閣府令で定める。

(指定職の欄の適用を受ける職員の号俸の切替え)

第四条 施行日の前日において旧法別表第一の指定職の欄の適用を受けていた職員で施行日において一般職給与法別表第十の適用を受けることとなるものの施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

(旧級等の基礎)

第五条 前三条の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究交流促進法の一部改正)

第七条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第八条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二号、第四号及び第五号」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第三号とし、同項第五号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第四号とし、同項第六号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第五号とし、同項第七号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第六号とし、同項第八号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第七号とし、同項第九号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第八号とし、同項第十号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項を同項第九号とし、同項第十一号中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項を同項第十号とし、同項第十二号中

平成十八年五月二十四日 参議院會議録第二十七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表第三」を「別表第二」に改め、同号を同項第三号とする。

（自衛隊員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に前条の規定による改正前の自衛隊員倫理法第二条第二項第一号に掲げる自衛隊員であつた者で前条の規定による改正後の自衛隊員倫理法第二条第二項に掲げる自衛隊員に該当しないこととなるものについての同法第六条に規定する贈与等報告書（施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。）に係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「別表第一防衛参事官等俸給表の適用を受ける職員であつて同表の指定職の欄に定める額の俸給を受けるもの、防衛庁職員給与法第四条第二項を「第四条第一項」に、「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項の表附則第十五項の項中、「第二項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の

一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第一から別表第三まで」を「別表第一若しくは別表第二」に、「又は特定任期付職員等俸給表」を、「特定任期付職員等俸給表又は防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第三条の規定による改正前の法別表第一から別表第三まで」に改める。

附則第十六条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則別表 一般職給与法別表第一の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	6 級
3 級	7 級
4 級	8 級
5 級	9 級
6 級	10 級

審査報告書

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年五月二十三日

国土交通委員長 羽田雄一郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の拡充、開発許可を要する開発行為の範囲の見直し、市街地調整区域を除く都市計画区域又は準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の制限の見直し、公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することのできる用途の範囲の拡大等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

人口減少時代における都市計画は、社会経済情勢等の変化を展望しつつ、長期的な観点から策定される国土計画の下、持続可能な都市構造の構築という視点に立ち、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現行のまちづくり三法が有効に機能していない現状を踏まえ、今後は、中心市街地活性化の実効性を確保するため、中心市街地活性化法に基づき施策と本法に基づく施策が的確に実施されるよう、関係省庁間及び地方公共団体の関係部局間の緊密な連携を図られるようにすること。

二、地方公共団体による都市計画の策定や中心市街地活性化の取組に当たり、地域住民の積極的かつ主体的な参加を促すとともに、都市計画制度やまちづくりに関する実践的知識の普及、啓蒙、教育等に努めること。

また、地域の特性をいかした個性あるまちづくりの中核となる人材の育成、災害時の被害軽減等のため必要な措置を講じること。

三、郊外が市街地化している現状を踏まえ、今後、集約型都市構造を指向するに当たっても、郊外居住者の生活利便性が低下することのないよう配慮すること。

四、市町村による都市計画決定に当たつて広域的観点からの調整のために定められている都道府県知事の協議及び同意に際して、計画策定市町村の主体的意思に適切に配慮すること。

五、都道府県による準都市計画区域の指定について、秩序ある土地利用を促すとともに、優良農地の保全に資する観点から農地関係部局等との積極的な連携・協力の下に、その活用が十分図られるよう努めること。

六、本法改正の趣旨にかんがみ、準工業地域における大規模集客施設の立地については、中心市街地活性化法による基本方針に基づき、特別用途地区等の活用により、その適正化が図られるよう努めること。

七、本法の施行日以降に、いわゆる既存不適格となる大規模集客施設については、住民の利便性を考慮しつつ、地域の判断で必要な場合には、用途変更等の手続が円滑に行われるよう十分配慮すること。

八、本法の趣旨に基づき関連する事業の進捗状況の把握及び効果の測定等の事後評価を行うとともに、その結果について公表すること。

右決議する。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十一日

参議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律

(都市計画法の一部改正)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「市町村」を「都道府県」に、「住居その他の建築物の建築又はその」を「建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)(の建築若しくは建設又はこれらの下に、「一定の区域で、当該区域の」を「区域を含み、かつ、」に改め、「状況」の下に「その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移」を加え、「整序する」を「整序し、又は環境を保全するための措置を講ずる」に改め、「将来における」の下に「一体の」を、「認められる」の下に「一定の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

第六条第一項後段を削り、同条第四項中「都道府県又は市町村に対し、都道府県は市町村に対し」を削り、「ときは」の下に、「都道府県に対し」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係

市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第八条第二項中「第七号」の下に、「第十二号(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項第二号中「建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)」を「建築物等」に改める。

第十二条第四項中「土地地区画整理事業以外の」を削る。

第十二条の五第三項第一号中「見込まれる」の下に「土地の」を加え、同項第二号中「図る上で必要となる」を「図るため」に、「公共施設がない」を「公共施設を整備する必要がある土地の」に改め、同項第三号中「貢献する」の下に「こととなる土地の区域である」を加え、同項第四号中「定められている」の下に「土地の」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物(以下「特定大規模建築物」という。)の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域(以下「開発整備促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。
二 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

三 当該区域内において特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域が定められている土地の区域又は用途地域が定められていない土地の区域(市街地調整区域を除く。)であること。

第十二条の六中「ない」を「整備されていない」に、「前条第六項第二号」を「前条第七項第二号」に改め、同条第一号中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加える。

第十二条の七中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加え、「第十二条の五第六項第二号」を「第十二条の五第七項第二号」に改める。

第十二条の八中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加える。

第十二条の九中「地区整備計画」を「地区整備計画(開発整備促進区におけるものを除く。以下この条において同じ。)」に、「第十二条の五第六項第二号」を「第十二条の五第七項第二号」に改める。

第十二条の十中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加え、「第十二条の五第四項第二号」を「第十二条の五第五項第二号」に改める。

第十二条の十一中「第十二条の五第六項」を「第十二条の五第七項」に改める。

第十二条の十二を第十二条の十三とし、第十二条の十一の次に次の一条を加える。

(適正な配置の特定大規模建築物を整備するための地区整備計画)
第十二条の十二 開発整備促進区における地区整備計画においては、第十二条の五第七項に定めるもののほか、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化し後の当該地区整備計画の区域の特性に応じた適正な配置の

特定大規模建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途のうち当該区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域を定めることができる。

第十三条第一項第十四号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 開発整備促進区を定める地区計画 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進が図られることを目的として、一体的かつ総合的な市街地の開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第二種住居地域及び準住居地域については、開発整備促進区の周辺の住宅に係る住居の環境の保護に支障がないように定めること。

第十三条第三項中「整序」の下に「又は環境の保全」を加え、同項第二号中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

第十四条第二項第十号中「再開発等促進区」の下に「若しくは開発整備促進区」を加える。

第十五条第一項中「準都市計画区域」について定めるものを除く。を削る。

第十六条第一項中「のほか」を「ほか」に改める。

第十九条第三項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を、「都市計画」の下に「都市計画区域について定めるものにあつては」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
第十九条第六項を削る。

第二十一条第一項中「第三項を」第二項に改め、同条第二項中「第十九条及び前条を」及び前二条に、「第三項及び第五項を」及び第三項に改める。

第二十一条の二第二項中「若しくは民法を」「民法」に改め、「第三十四条の法人」の下に「その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体」を加える。

第二十二條第一項中「第十九条第三項及び第四項を」第十九条第三項から第五項までの規定に改め、「国土交通大臣は」との下に、「第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」とを加える。

第二十九條第一項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改め、同項第三号中「社会福祉施設、医療施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。）」を「図書館」に改め、「政令で定める」を削り、「建築物」の下に「のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「前項第三号から第五号まで及び第十号から第十二号まで」を「前項第三号、第四号及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三十三條第一項第一号を次のように改める。

一次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再

生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第三十九條第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められている場合、当該用途地域等内における用途の制限(建築基準法第四十九條第一項若しくは第二項若しくは第四十九條の二これらの規定を同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。又は港湾法第四十條第一項の条例による用途の制限を含む。)

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地(都市計画区域(市街化調整区域を除く。又は準都市計画区域内の土地に限る。))について用途地域等が定められていない場合、建築基準法第四十八條第十三項及び第六十八條の三第七項(同法第四十八條第十三項に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。))の規定による用途の制限

第三十三條第一項第五号イ中「(第十二條の五第四項第二号)」を「若しくは開発整備促進区(いづれも第十二條の五第五項第二号)に改め、同条第六項中「事務処理市町村」を「地方自治法第二百五十二條の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」という。))」に改める。

第三十四條第一号中「当該開発区域」を「主として当該開発区域」に改め、「者の」の下に「利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の」を加え、「修理等の」を「若しく

は修理その他の」に改め、同条第十号を削り、同条第九号を同条第十三号とし、同条第八号の四を同条第十二号とし、同条第八号の三を同条第十一号とし、同条第八号の二を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の二を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為第三十四條の次に次の一条を加える。

(開発許可の特例)

第三十四條の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九條第一項各号に掲げる開発行為を除く。又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。))については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

2 第三十二條の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一條の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七條の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

第三十五條の二第四項中「前三條を」第三十三條、第三十四條、前条に改め、「許可について」の下に、「第三十四條の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について」を加え、「第六号」を「第六号まで」に改める。

第四十三條第一項第一号を削り、同項第二号中「(行なう)」を「行う」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「(行なう)」を「行う」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「(第二十九條第一項第十号)」を「第二十九條第一項第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条に次の一項を加える。

3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。))については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

第五十八條の二第一項中「第十二條の五第四項第二号」を「再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いづれも第十二條の五第五項第二号)」に、「再開発等促進区」を「ものに限る。」に改める。

第八十七條の二第二項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第五項中「規定による」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第四項の意見の申出を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第六条第一項第四号中「都市計画区域」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域(いづれも)に改め、」準都市計画区域(市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定する区域を除く。))を削る。

第四十八条の見出しを「(用途地域等)」に改め、同条第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

13 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第二(わ)に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第五十条中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。))を

「用途地域」に改める。

第六十条の二第三項中「第四十八条及び第四十九条」を「第四十八条から第四十九条の二まで」に改める。

第六十八条の三に次の二項を加える。

7 地区計画の区域のうち開発整備促進区(都市計画法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。以下同じ。)で地区整備計画が定められているものの区域(当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。)内においては、別表第二(わ)に掲げる建築物のうち当該地区整備計画の内容に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第四十八条第六項、第七項、第十一項及び第十三項の規定は、適用しない。

8 地区計画の区域のうち開発整備促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)内の建築物(前項の建築物を除く。)に対する第四十八条第六項、第七項、第十一項及び第十三項(第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十八条第六項、第七項及び第十三項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における商業その他の業務の利便の増進上やむを得ない」とする。

号に規定する施設」を「同条第五項第二号に規定する施設」に改める。

第六十八条の六第一号中「都市計画法第十二条の五第四項第二号」を「若しくは開発整備促進区(いづれも都市計画法第十二条の五第五項第二号)に改める。

第八十六条の七第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第八十七条第二項中「第十三項」を「第十三項」に、及び第六十条の二第三項を「第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第八十八条第二項中「第六十八条の三第六項」を「第六十八条の三第六項から第八項まで」に、「第四十八条第一項から第十三項まで」を「第四十八條第一項から第十三項まで」に改める。

第九十一条第一項第八号、第十三号及び第十四号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項中「前項第五号、第六号又は第八号」を「前項第六号、第七号又は第九号」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

別表第二中「用途地域」を「用途地域等」に改め、「第四十八条」の下に「第六十八条の三」を加え、同表に項第一号中「(五)項第三号及び第四号」を「(五)項第二号及び第三号」に改め、同表(五)項第一号中「(五)項」を「(五)項第一号から第五号まで」に改め、同表(五)項第一号中「(五)項第一号、第

三号及び第四号」を「(五)項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方米を超えるもの

別表第二(二)項に次の二号を加える。

五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米を超えるもの

別表第二(五)項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表(五)項に次の一号を加える。

七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方米を超えるもの

(わ) 用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米を超えるもの
---	--

(駐車場法の一部改正)

第三条 駐車場法(昭和三十二年法律第六六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第一項第九号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)、及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)」以外のものを「第二条第一項第九号に規定する自動車」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「人口の集中の著しい」を「住宅に対する需要が著しく多い」に、「住宅地の大規模な」を「相当規模の住宅地の」に改める。

第二条の二第一号中「人口の集中に伴う」を削り、同条第二号中「きわめて」を「極めて」に改め、同条第三号中「できる規模」を「でき、かつ、住宅の需要に応じた適正な規模」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 処分計画においては、造成宅地等の円滑な処分を図るために特に必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する造成宅地等の譲渡に関する事業を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という。)で当該造成宅地等の譲渡に関する事業を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有するものを公募し、それらの中から公正な方法で選考して決定した信託会社等に対し、造成宅地等の一部を

国土交通省令で定める基準に従つて信託するように定めることができる。

一 信託に係る造成宅地等は、前項前段の政令で特別の定めをするものを除き、同項各号に掲げる要件その他処分計画で定める要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから、処分計画で定めるところにより、公正な方法で譲受人を選定するものであること。

二 信託に係る造成宅地等の譲渡価額は、次条に規定する造成宅地等の処分価額に関する基準に従つて施行者が決定した額とするものであること。

第三十一条中「施行者」の下に「又は第二十三条第二項の規定により処分計画に定められた信託を引き受けた信託会社等(以下「特定信託会社等」という。)」を、「地方住宅供給公社」の下に「特定信託会社等」を加え、「三年以内」を「五年以内」に改め、同条ただし書を削る。

第三十二条第三項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定信託会社等による当該信託に係る造成宅地等に関する第一項の権利の設定又は移転についての同項に規定する承認は、前項の規定によるほか、当該権利の設定又は移転が第二十三条第二項各号に掲げる要件に該当するものである場合に限り、することができる。

第三十三条第一項中「施行者」の下に「又は特定信託会社等」を、「場合」の下に「施行者が特定信託会社等に信託契約に基づき当該宅地を譲渡する場合を除く。」を加え、「つけなければ」

を「付さなければ」に改め、同条第二項中「施行者」の下に「若しくは特定信託会社等」を加え、「前条第三項」を「同条第四項」に、「附された」を「付された」に改める。

第五十四条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第五十五条中「二」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「附された」を「付された」に改める。

第五十六条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十七条中「二」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第五十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第五十九条中「二」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第五條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「新たな市街地の造成を目的とする」を「都市計画法第十条の二第一項第二号に掲げる土地画整理促進区域内の土地についての」に、「都道府県知事」を「都府県知事」に改め、同項第四号中「新都市基盤整備事業」又はを削り、同項第六号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、「都市計画区域」の下に「(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)」を加え、「下らない規模」を「下回らない範囲内」に改め、同条第二項第九号中

「みたす」を「満たす」に改める。

第九条第一項中「これらの事業」の下に「(第四号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項第三号中「もののほか、これら」を「事業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第三号又は第四号の事業

ロ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第三号の事業(同条第三項第三号の事業を除く。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するものとして政令で定める事業

第三十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条中「二」を「いずれかに」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第三十三条中「二」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「行な

つたを「行つた」に改める。

第三十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第六条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「都市計画法」を「都市計画法」に改め、「都市計画区域」の下に「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域を加える。

第五条中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第三十四条第一項中「都市計画法」を「都市計画区域内の都市計画法」に改め、「用途地域」の下に「が定められた土地の区域」を加える。

第四十五条第一項及び第三項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加え、「市街地」を「地域」に改める。

第五十四条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加え、「市街地」を「地域」に改め、同条第二項中「市街地」を「地域」に改める。

第五十五条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第六十九条第一号八中「都市計画区域」を「主として都市計画区域」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第七条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「都市計画」において「を」同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画において

てその配置及び規模が」に、「同法第十二条の五第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号」に改め、同項第四号中「再開発等促進区」の下に「又は同条第四項に規定する開発整備促進区」を加える。

第五十一条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「提案」の下に「の特例」を加え、同条第一項を削り、同条第二項中「都市計画法」の下に「昭和四十三年法律第百号」を加え、「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」とを削り、「第十五条第二項各号」を「第十五条各号」に改め、「同項後段」とあるのは「前項後段」とを削り、「第十五条第二項」を「第十五条」に改め、同項を同条とする。

附則第二十六条第二項中「については」を「対する」に、「改正前の地方自治法」を「改正後の地方自治法」に、「新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)」の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する」を「新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の項第二号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「都道府県又は」とあるのは、

「都道府県、独立行政法人都市再生機構又は」とする」に改め、同項後段を削る。

附則第四十条中「については」を「対する」に、「改正前」を「改正後」に、「の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する」を「第六條、第二十二條第一項及び第三項、第二十七條第二項、第三十一條、第三十二條第一項第一号、第四十條、第四十一條第一項並びに第五十條第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同法第六條、第三十一條及び第三十二條第一項第一号中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十二條第一項及び第四十一條第一項中「地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く」とあるのは「独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く」と、同法第二十二條第三項中「都道府県」とあるのは「都道府県又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十七條第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(施行者が独立行政法人都市再生機構であるときは、国土交通大臣。次項において同じ。）」と、同法第四十條中「都道府県及び」とあるのは「都道府県、独立行政法人都市再生機構及び」と、同法第五十條第一項第二号及び第三号中「都道府県又は」とあるのは「都道府県、独立行政法人都市再生機構又は」とする」に改め、同条後段を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十條の二第三項及び第百一條第二項の改正規定、第四条、第五条、第七條中都市再生特別措置法第三十七條第一項第二号の改正規定並びに第八條並びに附則第六條、第七條及び第九條から第十一條までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中都市計画法第五條の二第一項及び第二項、第六條、第八條第二項及び第三項、第十三條第三項、第十五條第一項並びに第十九條第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二十一條、第二十二條第一項及び第八十七條の二の改正規定、第二条中建築基準法第六條第一項の改正規定、第三條、第六條、第七條中都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條第一項、第五條、第八條及び第十三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第十二條の五第四項及び第十二條の十二並びに第十二條の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第四十八條第十三項並びに第六十八條の三第七項及び第八項の規定の円滑な実施を確保するため、都道府県又は市町村は、都市計画

法第八条第一項第一号に規定する用途地域及び同法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画の決定又は変更のために必要な土地利用の状況に関する情報の収集及び提供その他の必要な準備を行うものとする。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(附則第九条において「旧都市計画法」という。)第五条の二第一項の規定により指定されている準都市計画区域は、新都市計画法第五条の二第一項の規定により指定された準都市計画区域とみなす。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法第六条第一項第四号の規定により市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定している準都市計画区域内の区域は、新建築基準法第六条第一項第四号の規定により都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定した準都市計画区域内の区域とみなす。

2 この法律の施行の際現に大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第五条第一項又は第二十四条第一項の規定により都市計画に定められている土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域は、新建築基準法別表第二(2)項の規定にかかわらず、大都市地域における住宅

及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項各号又は第二十四条第一項各号に掲げる要件に該当するものとみなす。

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 特定路外駐車場(第三条の規定による改正後の駐車場法(以下「新駐車場法」という。)第二条第二号に規定する路外駐車場のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下この項において同じ。)の駐車のためのもの又は道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車(大型自動二輪車又は普通自動二輪車を除く。)の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル未満のものをいう。)であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存するものについては、新駐車場法第十一条の規定による基準は、適用しない。附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にその工事に着手した建築、修繕又は模様替に係る特定路外駐車場についても、同様とする。

2 前項の規定は、当該特定路外駐車場について、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後に増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替を行う場合には、適用しない。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において現に特定路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置している者についての特定路外駐車場法第十二条及び第十三条の規定の適用については、新駐車場法第十二条中「あらかじめ」とあるのは「都市の秩序ある整備

を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内にと、新駐車場法第十三条第一項中「供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務」とあるのは「業務」と、「当該路外駐車場の供用開始後十日以内にと」あるのは「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内にと」する。この場合において、新駐車場法第二十二条中「第十二条、第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項(これらの規定を都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十三条第四項」とする。

(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業をいう。以下この条において同じ。)に係る市街地開発事業等予定区域又は新住宅市街地開発事業の施行区域は、それぞれ、第四条の規定による改正後の新住宅市街地開発法第二条の二各号又は第三条各号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなす。

2 第四条の規定による改正前の新住宅市街地開発法第三十一条に規定する者で附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に新住宅市街地開発事

業を施行する者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けたものの建築物を建築しなければならぬ期間については、なお従前の例による。同法第三十三条第一項の規定により付されている買戻しの特約に基づく買戻権の行使についても、同様とする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項第三号の規定により、都府県知事が指定し、及び公告している土地区画整理事業で都市計画法第十条の二第一項第二号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についてのものは、第五条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項第三号の規定により都府県知事が指定し、及び公告した土地区画整理事業とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の規定によりされた届出に係る土地(第五条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項各号のいずれかに該当する土地を除く。)の買取りの協議、買取価格及び譲渡の制限については、なお従前の例による。

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第六条の規定による改正前の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公告のあった緑地協定は、第六条の規定による改正後の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公

告のあつた緑地協定とみなす。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第八条の規定による改正前の独立行政法人都市再生機構法第十五条第一項の規定により読み替えて適用される旧都市計画法第二十一条の第二項の規定によりされた提案で附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際旧都市計画法第二十一条の三の規定による案の作成又は旧都市計画法第二十一条の五第一項の規定による通知がされていないものは、新都市計画法第二十一条の二第二項の規定によりされた提案とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新都市計画法、新建築基準法、新駐車場法及び第六条の規定による改正後の都市緑地法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(文化財保護法の一部改正)

第十三条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四百三十三条第三項中「又は第五項」及び「又は意見の申出」を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の二十第一項中「第四十二条第一項」を「第二十九条第一項及び第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項」に、「及び」を「並びに」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の十五第一項中「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項中「市街化区域(都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域をいう。

以下この項において同じ。)」における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき(及び「面積が同法第三十四条第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあっては、当該特定行為が、当該土地の」を削り、「かつ、」の下に「都市計画法第七條第一項の規定による」を加え、

「に限る。」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第十条の七第一項中「同条第十号」を「同条第十四号」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号イ中「都市計画において」を「同法第十二條の四第一項第一号の地区計画で同法第十二條の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が」に、「同法第十二條の五第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第十八条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「同条第十号」を「同条第十四号」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき(、」面積が都市計画法第三十四条第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあっては、当該開発行為又は建築行為等が、当該土地の「及び」に限る。」を削り、同条第三項中「第三

十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改める。

投票者氏名

日程第一 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一四名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イッセイ君
杵掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小齊平敏文君	小林 温君
佐藤 昭郎君	坂本由紀子君
櫻井 新君	山東 昭子君
清水嘉子君	椎名 一保君

陣内 孝雄君	末松 信介君	犬塚 直史君	今泉 昭君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	日程第二 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
鈴木 政二君	世耕 弘成君	岩本 司君	江田 五月君	築瀬 進君	柳澤 光美君	賛成者氏名
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	小川 勝也君	小川 敏夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君	
田浦 直君	田中 直紀君	尾立 源幸君	大石 正光君	山根 隆治君	山本 孝史君	
田村 公平君	田村耕太郎君	大江 康弘君	大久保 勉君	蓮 舫君	和田ひろ子君	
伊達 忠一君	竹山 裕君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	
武見 敬三君	谷川 秀善君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	
段本 幸男君	常田 享詳君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	浮島とも子君	加藤 修一君	
鶴保 庸介君	中川 雅治君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	風間 昶君	草川 昭三君	
中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 正大君	小林 元君	木庭健太郎君	澤 雄二君	
中曽根弘文君	中原 爽君	奥石 東君	佐藤 泰介君	白浜 一良君	高野 博師君	
中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	谷合 正明君	遠山 清彦君	
西島 英利君	西田 吉宏君	櫻井 充君	芝 博一君	西田 実仁君	浜田 昌良君	
西銘順志郎君	野上浩太郎君	島田智哉子君	下田 敦子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	
野村 哲郎君	南野知恵子君	主濱 了君	榎葉賀津也君	福本 潤一君	松 あきら君	
橋本 聖子君	林 芳正君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	山口那津男君	山下 栄一君	
福島啓史郎君	藤井 基之君	高橋 千秋君	谷 博之君	山本 香苗君	山本 保君	
藤野 公孝君	保坂 三蔵君	千葉 景子君	ツルキンマルテイ君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	
真鍋 賢二君	舛添 要一君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	荒井 広幸君	田村 秀昭君	
松村 祥史君	松村 龍二君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	長谷川憲正君	木俣 佳文君	
三浦 一水君	水落 敏栄君	内藤 正光君	直嶋 正行君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	
溝手 顕正君	森元 恒雄君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君			
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	白 眞勲君	林 久美子君	反対者氏名	一五名	
山崎 力君	山崎 正昭君	平田 健二君	平野 達男君	井上 哲士君	市田 忠義君	
山下 英利君	山谷えり子君	広田 一君	広中和歌子君	紙 智子君	小池 晃君	
山本 一太君	山本 順三君	広野ただし君	福山 哲郎君	小林美恵子君	大門実紀史君	
吉田 博美君	吉村剛太郎君	藤末 健三君	藤本 祐司君	仁比 聡平君	吉川 春子君	
若林 正俊君	脇 雅史君	藤原 正司君	前川 清成君	大田 昌秀君	近藤 正道君	
足立 信也君	浅尾慶一郎君	前田 武志君	松井 孝治君	田 英夫君	福島みずほ君	
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松岡 徹君	松下 新平君	渕上 貞雄君	又市 征治君	
家西 悟君	池口 修次君	円 より子君	水岡 俊一君	糸数 慶子君		

田中 直紀君	田村 公平君	大久保 勉君	大塚 耕平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
竹山 裕君	武見 敬三君	神本美恵子君	北澤 俊美君
谷川 秀善君	段本 幸男君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	郡司 彰君	小林 正夫君
中川 雅治君	中川 義雄君	小林 元君	奥石 東君
中島 啓雄君	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
二之湯 智君	西島 英利君	芝 博一君	島田智哉子君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	下田 敦子君	主濱 了君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君
南野知恵子君	橋本 聖子君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
林 芳正君	福島啓史郎君	谷 博之君	千葉 景子君
藤井 基之君	藤野 公孝君	シラネ マルティン君	津田弥太郎君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君
舛添 要一君	松村 祥史君	那谷屋正義君	内藤 正光君
松村 龍二君	三浦 一水君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	林 久美子君	平田 健二君
山内 俊夫君	山崎 力君	平野 達男君	広田 一君
山崎 正昭君	山下 英利君	広中和歌子君	広野ただし君
山谷えり子君	山本 一太君	福山 哲郎君	藤末 健三君
山本 順三君	吉田 博美君	藤本 祐司君	藤原 正司君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	前川 清成君	前田 武志君
脇 雅史君	足立 信也君	松井 孝治君	松岡 徹君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	松下 新平君	円 より子君
伊藤 基隆君	家西 悟君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
池口 修次君	犬塚 直史君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
今泉 昭君	岩本 司君	柳澤 光美君	柳田 稔君
江田 五月君	小川 勝也君	山下八洲夫君	山根 隆治君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	山本 孝史君	蓮 舫君
大石 正光君	大江 康弘君	和田ひろ子君	若林 秀樹君

渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	田 英夫君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	荒井 広幸君
亀井 郁夫君	田村 秀昭君
長谷川憲正君	糸数 慶子君
木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

反対者氏名

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円